

公金受取口座登録制度について

公金受取口座登録制度は、金融機関にお持ちの預貯金口座について、1人1口座、給付金等の受取のための口座として、国に任意で登録する制度です。

預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国(デジタル庁)に登録しておくことにより、児童手当や年金等の公的給付等の申請において、口座情報の記載や通帳等の添付など、行政機関における口座の確認作業等が不要になります。

健康保険法に基づく保険給付金についても、当健保にご申請いただければ、公金受取口座を保険給付の受取口座にすることが可能となります。もし希望なさる場合は、個別に当健保に電話やメール等でご相談ください。

なお、特にその希望がない場合は、当健保に対するご連絡はご不要です。従前のお通り、法政大学教職員の方は、健保が給与口座に保険給付金をお振込み致します。また、法政大学以外の事業所の被保険者の方は、当健保登録のお口座に保険給付金をお振込みいたします。

<参考リンク>

・デジタル庁ウェブサイト: 公金受取口座登録制度
https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/

・マイナポータルサイト: 公金受取口座の登録について
https://myna.go.jp/html/account_information.html